

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（都市再生緊急整備地域）</p> <p>第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。</p>		<p>（都市再生緊急整備地域）</p> <p>第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。</p>	
名称	地域	名称	地域
（略）	（略）	（略）	（略）
大崎駅周辺地域	（略）	大崎駅周辺地域	（略）
羽田空港南・川崎殿町・大師河原地	<p>東京都大田区及び川崎市川崎区の区域のうち、北緯三五度三二分四〇秒・三四東経一三九度四六分二秒・四三の地点を起点とし、順次同地点から北緯三五度三二分四一秒・〇二東経一三九度四六分〇秒・四一の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三九秒・四二東経一三九度四五分五七秒・〇五の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四四秒・一四東経二二分四一秒・七三東経一三九度四五分五五秒・四二の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四四秒・一四東経一三九度四五分三七秒・三四の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四二秒・九九東経一三九度四五分三六秒・七五の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四四秒・八〇東経一三九度四五分三二秒・五一の地点まで及び</p>	（新設）	（新設）

同地点から北緯三五度三二分四六秒・九五東経一三九度四五分二九秒・七六の地点までそれぞれ引いた線、東京都計画道路幹線街路環状第八号線の南側端線に相当する線、海老取川の東側端線、多摩川の北側端線、北緯三五度三二分三九秒・〇六東経一三九度四五分四六秒・七〇の地点から北緯三五度三二分二秒・八六東経一三九度四五分三六秒・六八の地点まで引いた線、多摩川の南側端線、市道旭町第十三号線、一般国道四百九号線、市道中瀬第十四号線、京浜急行電鉄大師線を中心線、市道東門前第十一号線、市道大師河原第四号線、県道東京大師横浜線、一般国道四百九号線、東日本旅客鉄道東海道貨物支線の西側端線、市道皐橋水江町線、市道殿町夜光線、同区小島町と同区夜光一丁目との境界線、末広運河、多摩運河、多摩川の南側端線並びに北緯三五度三二分二二秒・四三東経一三九度四五分三八秒・四六の地点から北緯三五度三二分三八秒・四七東経一三九度四五分四八秒・三七の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三三秒・六八東経一三九度四五分五八秒・八一の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三四秒・九二東経一三九度四六分〇秒・九四の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三八秒・九八東経一三九度四五分五七秒・三七の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四〇秒・五六東経一三九度四六分〇秒・七二の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四〇秒・〇三東経一三九度四六分二秒・二八の地点まで及び同地点から起点までそれぞれ引いた

(略)	<p>線を經て起点に至る線（都市計画道路以外の道路又は運河にあつては、その中心線）で囲まれた区域（同区小島町（川崎港湾計画において工業用地、都市機能用地又は公共用地として定められた区域に限る。）の区域及び運河の区域を除く。）</p>	(削除)		(削除)	
-----	--	------	--	------	--

(略)	<p>川崎市川崎区の区域のうち、多摩運河と多摩川との交差点を起点とし、順次同川、市道旭町第十三号線、一般国道四百九号線、市道中瀬第十四号線、京浜急行電鉄大師線の中心線、市道東門前第十一号線、市道大師河原第四号線、県道東京大師横浜線、一般国道四百九号線、東日本旅客鉄道東海道貨物支線の西側端線、市道皐橋水江町線、市道殿町夜光線、小島町と夜光一丁目との境界線、末広運河及び多摩運河を經て起点に至る線（河川、道路又は運河にあつては、その中心線）で囲まれた区域（臨港地区（小島町の区域に限る。）及び運河の区域を除く。）</p>	(略)		<p>川崎殿町 ・大師河 原地域</p>	<p>京都久世 高田・向 日寺戸地 域</p> <p>京都市南区及び向日市の区域のうち、西日本旅客鉄道東海道本線の東側端線と京都市計画道路三・三・百二十八号久世北茶屋線の北側端線に相当する線との交会点を起点とし、順次同線、京都市道久世五十号線、向日市道第二千十四号線、向日市道第二千十三号線、府道上久世石見上里線（同市寺戸町修理式三十番二に隣接する地点から同区久世中久世町五丁目三十七番二に隣接する地点</p>
-----	---	-----	--	------------------------------	---

		(略)	(略)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	神戸三宮 駅周辺・ 臨海地域	神戸市中央区の区域のうち、市道葺合南百四十三号線と市道若菜神戸駅線との交差点を起点とし、順次同市道、市道葺合北百三十九号線、市道葺合北百五十八号線、県道新神戸停車場線、市道生田前線、市道鯉川線、市道花時計線、市道神戸方面第三百三十号線、市道北町線、市道東町線、市道葺合南六十号線、新港町と加納町六丁目、浜辺通六丁目及び小野浜町との境界線、小野浜町五番及び小野浜町三番と小野浜町二番との境界線、一般国道二号線、市道葺合南百四十四号線、市道六甲道三宮線並びに市道葺合南百四十三号線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域、小野浜町（三番（臨港地区内の区域であつて分区が指定されてい
--	--	-----	-----	------	------	-----	-----	----------------------	---

	までに限る。）及び西日本旅客鉄道東海道本線の東側端線を経て起点に至る線（都市計画道路以外の道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域並びに同区久世高田町（二百番一及び二百三十番一に限る。）の区域	(略)	(略)	寝屋川市 駅東地域	寝屋川市の区域のうち、初町、日之出町及び早子町（五番から十四番までに限る。）の区域（寝屋川都市計画道路三・三・三号寝屋川駅前線の南側端線に相当する線以北の区域に限る。）、早子町（十六番及び二十三番に限る。）の区域（市道早子昭栄線及び市道大秦黒原線以北の区域に限る。）並びにこれらの区域に介在する道路の区域	(略)	(略)	神戸三宮 駅周辺・ 臨海地域	神戸市中央区の区域のうち、市道葺合南百四十三号線と市道若菜神戸駅線との交差点を起点とし、順次同市道、市道葺合北百三十九号線、市道葺合北百五十八号線、県道新神戸停車場線、市道生田前線、市道鯉川線、市道花時計線、市道東町線、市道葺合南六十号線、新港町と加納町六丁目、浜辺通六丁目及び小野浜町との境界線、小野浜町五番及び小野浜町三番と小野浜町二番との境界線、一般国道二号線、市道葺合南百四十四号線、市道六甲道三宮線並びに市道葺合南百四十三号線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域、小野浜町（三番（臨港地区内の区域であつて分区が指定されてい
--	---	-----	-----	--------------	--	-----	-----	----------------------	---

(削除)	い区域に限る。)に限る。)の区域及びこれに隣接する道路の区域並びに新港町(神戸港港湾計画において埠頭用地として定められた区域並びに一番(第一突堤基部防波堤の南端線を延長した線以南の区域に限る。)及び四番を除く。)の区域
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路(都市計画道路を含む。)、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。	<p>一 秋葉原・神田地域、大崎駅周辺地域、阿倍野地域、大阪コスモスクエア駅周辺地域、堺鳳駅南地域、堺臨海地域及び守口大</p>

西地域 尼崎臨海	に隣接する道路の区域並びに新港町(神戸港港湾計画において埠頭用地として定められた区域並びに一番(第一突堤基部防波堤の南端線を延長した線以南の区域に限る。)及び四番を除く。)の区域
西日本旅客鉄道尼崎駅北地域	<p>尼崎市の区域のうち、扇町水路の西側端線と大浜町二丁目と西字喜左衛門新田及び又兵衛字喜左衛門新田との境界線との交差点を起点とし、順次同境界線、阪神間都市計画道路三・二・百九十六臨海幹線の北側端線に相当する線、西堀運河の東側端線、県道高速湾岸線の北側端線及び扇町水路の西側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域(西字喜左衛門新田千七百八十五番六、千七百八十五番七及び千七百八十五番十九並びに又兵衛字喜左衛門新田三百二十二番二十七の区域を除く。)</p>
(略)	(略)
備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路(都市計画道路を含む。)、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。	<p>一 秋葉原・神田地域、大崎駅周辺地域、阿倍野地域、大阪コスモスクエア駅周辺地域、堺鳳駅南地域、堺臨海地域、守口大日</p>

日地域 平成十四年七月一日

二 仙台駅西・一番町地域、千葉駅周辺地域、千葉みなと駅西地域、横浜山内ふ頭地域、戸塚駅周辺地域、横浜上大岡駅西地域、浜川崎駅周辺地域、名古屋千種・鶴舞地域、京都南部油小路通沿道地域、長岡京駅周辺地域、神戸ポートアイランド西地域及び北九州黒崎駅南地域 平成十四年十月三日

三 さいたま新都心駅周辺地域、千葉蘇我臨海地域、柏駅周辺地域、環状四号線新宿富久沿道地域、岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域、東静岡駅周辺地域、広島駅周辺地域、高松駅周辺・丸亀町地域及び那覇旭橋駅東地域 平成十五年六月二十五日

四 仙台長町駅東地域、川口駅周辺地域、辻堂駅周辺地域、本厚木駅周辺地域、堺東駅西地域、千里中央駅周辺地域、高槻駅周辺地域、寝屋川萱島駅東地域及び福山駅南地域 平成十六年四月十二日

五 浜松駅周辺地域及び難波・湊町地域 平成十九年一月十五日

六 川崎駅周辺地域、名古屋臨海地域及び福岡香椎・臨海東地域 平成二十三年九月二十六日

七 東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、横浜都心・臨海地域、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域、大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域及び福岡都心地域 平成二十三年十一月十日

八 札幌都心地域及び岡山駅周辺・表町地域 平成二十五年五月

地域及び寝屋川市駅東地域 平成十四年七月一日

二 仙台駅西・一番町地域、千葉駅周辺地域、千葉みなと駅西地域、横浜山内ふ頭地域、戸塚駅周辺地域、横浜上大岡駅西地域、浜川崎駅周辺地域、名古屋千種・鶴舞地域、京都南部油小路通沿道地域、京都久世高田・向日寺戸地域、長岡京駅周辺地域、神戸ポートアイランド西地域、尼崎臨海西地域、西日本旅客鉄道尼崎駅北地域及び北九州黒崎駅南地域 平成十四年十月三日

三 さいたま新都心駅周辺地域、千葉蘇我臨海地域、柏駅周辺地域、環状四号線新宿富久沿道地域、岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域、東静岡駅周辺地域、広島駅周辺地域、高松駅周辺・丸亀町地域及び那覇旭橋駅東地域 平成十五年六月二十五日

四 仙台長町駅東地域、川口駅周辺地域、辻堂駅周辺地域、本厚木駅周辺地域、堺東駅西地域、千里中央駅周辺地域、高槻駅周辺地域、寝屋川萱島駅東地域及び福山駅南地域 平成十六年四月十二日

五 浜松駅周辺地域及び難波・湊町地域 平成十九年一月十五日

六 川崎駅周辺地域、名古屋臨海地域及び福岡香椎・臨海東地域 平成二十三年九月二十六日

七 東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、横浜都心・臨海地域、川崎殿町・大師河原地域、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域、大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域及び福岡都心地域 平成二十三年十一月十日

八 札幌都心地域、神戸三宮駅周辺・臨海地域及び岡山駅周辺・

二十四日

九 池袋駅周辺地域、相模原橋本駅周辺・相模原駅周辺地域、名古屋駅周辺・伏見・栄地域、京都駅周辺地域及び小倉駅周辺地域
平成二十七年五月二十六日

十 羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域及び神戸三宮駅周辺・臨海地域
平成二十八年十月二日

(特定都市再生緊急整備地域)

第二条 法第二条第五項の政令で定める地域は、前条に規定する東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域及び池袋駅周辺地域並びに次の表のとおりとする。

名称	地域
札幌都心地域	(略)
羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域	東京都大田区の区域のうち、東京都市計画道路幹線街路環状第八号線の南側端線に相当する線と海老取川の東側端線との交差点を起点とし、順次同東側端線、多摩川の北側端線、北緯三五度三二分四三秒・八〇東経一三九度四五分三一秒・六四の地点から北緯三五度三二分四四秒・八〇東経一三九度四五分三二秒・五一の地点まで及び同地点から北緯三五度三二分四六秒・九五東経一三九度四五分二九秒・七六の地点までそれぞれ引いた線並びに同都市計画道路の南側端線に相当する線を経て起点に至る線で囲まれた区域
東京都大田区及び川崎市川崎区の区域のうち、北緯三五	

表町地域 平成二十五年五月二十四日

九 池袋駅周辺地域、相模原橋本駅周辺・相模原駅周辺地域、名古屋駅周辺・伏見・栄地域、京都駅周辺地域及び小倉駅周辺地域
平成二十七年五月二十六日

(特定都市再生緊急整備地域)

第二条 法第二条第五項の政令で定める地域は、前条に規定する東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域及び池袋駅周辺地域並びに次の表のとおりとする。

名称	地域
札幌都心地域	(略)
(新設)	(新設)

度三二分四〇秒・三四東経一三九度四六分二秒・四三の地点を起点とし、順次同地点から北緯三五度三二分四一秒・〇二東経一三九度四六分〇秒・四一の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三九秒・四二東経一三九度四五分五七秒・〇五の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四一秒・七三東経一三九度四五分五五秒・四二の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四四秒・一四東経一三九度四五分三七秒・三四の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四〇秒・一七東経一三九度四五分四七秒・三七の地点まで及び同地点から北緯三五度三二分二一秒・八六東経一三九度四五分三六秒・六八の地点までそれぞれ引いた線、多摩川の南側端線、市道殿町第二十二号線、同区殿町三丁目二十九番と同丁目百四番との境界線、市道殿町第四十号線、市道殿町第三十四号線、一般国道四百九号線、多摩運河の西側端線、多摩川の南側端線並びに北緯三五度三二分二一秒・四三東経一三九度四五分三八秒・四六の地点から北緯三五度三二分三九秒・三〇東経一三九度四五分四八秒・八五の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三四秒・三八東経一三九度四六分〇秒・〇三の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三四秒・九二東経一三九度四六分〇秒・九四の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三八秒・九八東経一三九度四五分五七秒・三七の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四〇秒・五六東経一三九度四六分〇秒・七二の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四〇秒・〇三東

(略)	<p>経一三九度四六分二秒・二八の地点まで及び同地点から 起点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線（道路に あっては、その中心線）で囲まれた区域</p>	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	<p>大阪コス モスクエ ア駅周辺 地域</p>	<p>神戸三宮 駅周辺・ 臨海地域</p>
	<p>神戸市中央区の区域のうち、市道葺合南百四十三号線と 市道若菜神戸駅線との交差点を起点とし、順次同市道、 市道葺合北百三十九号線、市道葺合北百五十八号線、県 道新神戸停車場線、市道生田前線、市道生田筋線、市道 若菜神戸駅線、市道東亜筋線、市道花時計線、市道神戸 方面第三百三十号線、市道北町線、市道葺合南五十九号 線、市道磯辺線、一般国道二号線、市道葺合南百四十四 号線、市道六甲道三宮線及び市道葺合南百四十三号線を 経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域</p>								

(略)	<p>川崎殿町 ・大師河 原地域</p>	(略)	(略)	(略)	<p>川崎市川崎区の区域のうち、多摩運河の西側端線と多摩 川の南側端線との交差点を起点とし、順次同南側端線、 市道殿町第二十二号線、殿町三丁目二十九番と同丁目十 四番との境界線、市道殿町第二十三号線、市道殿町第三 十四号線、一般国道四百九号線及び多摩運河の西側端線 を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で 囲まれた区域</p>	<p>大阪コス モスクエ ア駅周辺 地域</p>	(新設)	(新設)	(新設)
-----	--	-----	-----	-----	---	---	------	------	------

(略)

(略)

備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。

- 一 横浜都心・臨海地域、大阪コスモスクエア駅周辺地域及び福岡都心地域 平成二十三年十一月十日

- 二 札幌都心地域 平成二十五年五月二十四日

- 三 名古屋駅周辺・伏見・栄地域及び大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域 平成二十七年五月二十六日

- 四 羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域及び神戸三宮駅周辺・

臨海地域 平成二十八年十月二日

(略)

(略)

備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。

- 一 横浜都心・臨海地域、川崎殿町・大師河原地域、大阪コスモスクエア駅周辺地域及び福岡都心地域 平成二十三年十一月十日

- 二 札幌都心地域 平成二十五年五月二十四日

- 三 名古屋駅周辺・伏見・栄地域及び大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域 平成二十七年五月二十六日